

総行給第 85 号  
令和 4 年 12 月 23 日

各都道府県総務部（局）長  
（人事担当課・市町村担当課・区政課扱い）  
各指定都市総務局長  
（人事担当課扱い）

殿

総務省自治行政局公務員部  
給与能率推進室長  
（公印省略）

定年引上げに伴う国家公務員の特例的な定員措置の考え方を踏まえた  
地方公務員の定員管理に関する留意事項等について（通知）

地方公務員の定年引上げに伴う定員管理の取扱いについては、令和 4 年 6 月 24 日付け給与能率推進室長通知（総行給第 48 号。以下「令和 4 年 6 月給能室長通知」という。）において、基本的な考え方及び留意事項をお示ししたところです。

今般、国家公務員の定年引上げへの対応として、内閣官房内閣人事局から各府省等に対し、別添のとおり、定年引上げに伴う新規採用のための特例的な定員措置に関する考え方が提示されましたので、参考までにお知らせします。

当該国家公務員の考え方では、定年退職者が発生しない年度の翌年度とその翌年度の 2 年間で、試験採用数の平準化を図ることが基本とされています。地方公共団体において、新規採用職員数の平準化を図る場合には、国家公務員と同様に当該 2 年間の平準化を基本としつつ、各団体において、職種ごとの採用の困難性や現在の年齢構成等を考慮した上で 2 年間に限らない柔軟な平準化を検討するなど、地域の実情に応じて新規採用職員数の検討に取り組むことが必要です。

各地方公共団体におかれては、引き続き令和 4 年 6 月給能室長通知等を参考に、定年引上げに伴う定員管理の取組を計画的に進めていただきますようお願いいたします。

その際、必要に応じて高齢期職員の職務及び配置の検討等について任命権者間で連携を図るとともに、保健師や児童福祉司、技術職員など各職種の職員の必要数を適切に見込み、複雑・多様化する行政課題に的確に対応できるようにする観点にも留意いただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村等に対してもこの旨周知いただきますようお願いいたします。なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村等に対して本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方公務員法第 59 条（技術的助言）、地方自治法第 245 条の 4（技術的な助言）及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）附則第 2 条（実施のための準備等）に基づくものです。

## 定年引上げに伴う新規採用のための特例的な定員措置に関する考え方

令和 4 年 12 月 23 日  
内閣人事局（行政組織担当）

「国家公務員法等の一部を改正する法律」（令和 3 年法律第 61 号）により、令和 5 年度から国家公務員の定年が段階的に引き上げられる。定年退職者が発生しないことにより、年度ごとの新規採用数が大きく変動することから、組織の円滑な運営や国家公務員の志望者確保に支障をきたすおそれがある。

このため、定年引上げ期間中においては、令和 6 年度から 2 年に 1 度、定年引上げの影響を緩和して新規採用数を確保するための特例的な定員（以下「特例定員」という。）を措置することとする。

定員は行政需要に対応して措置することが原則であることから、新規採用数確保のための特例定員は、規模・期間ともに必要最低限のものとする。具体的には以下のとおり措置することを検討しているので、各府省等においては、特例定員に関する内閣人事局の検討に協力願いたい。

内閣人事局は、各府省等の実情も踏まえて、特例定員の措置方法について検討を深め、令和 5 年夏に取りまとめる「令和 6 年度内閣の重要課題を推進するための体制整備及び人件費予算の配分の方針」において、通常の設定員要求に関する基準に加えて各府省等が特例定員を要求する上で必要な事項（特例定員の要求上限基準等）を盛り込むこととし、各府省等は、当該方針を踏まえ、令和 6 年度概算要求において必要な要求を行うこととする。

## （特例定員の措置に関する考え方）

- ・ 特例定員は、定年退職者が発生しない年度の翌年度（最初は令和 6 年度）に 1 年時限で措置する。措置数は、同年度とその翌年度（最初は令和 6 年度と令和 7 年度）の試験採用数の平準化を図るために必要な数とする。
- ・ 上記を基本としつつ、各府省等の実情（年齢別人員構成、採用、離職、再任用、定員の純増減、欠員等）も踏まえて措置数等を決定する。
- ・ 要求に当たっては、特例定員の措置によって実施される業務、研修等の内容を明確にする。
- ・ 令和 6 年度の措置の後、各府省等の状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。